

『ケアマネジャー試験 過去問解説集 2024』

2024 年介護保険制度改正・介護報酬改定による本書の変更点について

介護保険制度・介護報酬の改正に伴い、本書の記述に訂正が必要なものを取り上げています。

頁	変更箇所	改正内容
84	第 25 回問題 21 「ポイント」内および解説 4	<p>少なくとも 1 月に 1 回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。</p> <p>→次に掲げる要件を設けた上で、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことを可能とする。</p> <p>ア <u>利用者の同意を得ること。</u></p> <p>イ <u>サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>利用者の心身の状態が安定していること。</u> ・ <u>利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通できること。</u> ・ <u>介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。</u> <p>ウ <u>少なくとも 2 月に 1 回（介護予防支援の場合は 6 月に 1 回）は利用者の居宅を訪問すること。</u></p>
145	第 24 回問題 20 「ポイント」内 第 24 回問題 20 解説 4	<p>※ポイント内の基本情報に関する項目、課題分析に関する項目のすべてを別掲の「表 1 課題分析標準項目（23 項目）」に変更。</p> <p>課題分析標準項目には、地域の<u>社会資源に関する項目は含まれない。</u> →課題分析標準項目には、地域の<u>社会資源に関する項目が含まれる。</u> 解答が「×」→「○」に変更</p>
177	第 24 回問題 52 「ポイント」内	<p>基本報酬：要介護者 <u>1,260</u> 単位、要支援者 <u>852</u> 単位 →基本報酬：要介護者 <u>1,266</u> 単位、要支援者 <u>856</u> 単位</p>
182	第 24 回問題 57 「ポイント」内および解説 2	<p><u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる</u> →<u>同一敷地内にあるかないかにかかわらず他の事業所、施設等の職務に従事することができる</u></p>
198	第 23 回問題 11 解説 4	<p>所得段階別定額保険料の所得区分は原則として <u>9 段階</u>であるが →所得段階別定額保険料の所得区分は原則として <u>13 段階</u>であるが ※別掲 表 2「所得段階別定額保険料」</p>

266	第 22 回問題 17	<p>※ポイント内の基本情報に関する項目、課題分析に関する項目のすべてを別掲の「表 1 課題分析標準項目（23 項目）」に変更。</p> <p>※2024 年度介護保険制度・介護報酬の改正により、課題分析標準項目の内容が変更となり、本問題は成立しなくなった。</p>
-----	-------------	---

※表 1 課題分析標準項目（23 項目）

基本情報に関する項目	
1	基本情報（受付、利用者等基本情報）
2	これまでの生活と現在の状況
3	利用者の社会保障制度の利用情報
4	現在利用している支援や社会資源の状況
5	日常生活自立度（障害）
6	日常生活自立度（認知症）
7	主訴・意向
8	認定情報
9	今回のアセスメントの理由
課題分析（アセスメント）に関する項目	
10	健康状態
11	ADL
12	IADL
13	認知機能や判断能力
14	コミュニケーションにおける理解と表出の状況
15	生活リズム
16	排泄の状況
17	清潔の保持に関する状況
18	口腔内の状況
19	食事摂取の状況
20	社会との関わり
21	家族等の状況
22	居住環境
23	その他留意すべき事項・状況

※表 2 所得段階別定額保険料

所得段階	対象者	保険料
第 1 段階	・生活保護受給者 ・市町村民税世帯非課税かつ老齢福祉年金受給者 ・市町村民税世帯非課税かつ本人年金収入等 80 万円以下	基準額×0.455 (0.285)
第 2 段階	・市町村民税世帯非課税かつ本人年金収入等 80 万円超 120 万円以下	基準額×0.685 (0.485)
第 3 段階	・市町村民税世帯非課税かつ本人年金収入等 120 万円超	基準額×0.69 (0.685)
第 4 段階	・市町村民税本人非課税（世帯に課税者がいる）かつ本人年金収入等 80 万円以下	基準額×0.9
第 5 段階	・市町村民税本人非課税（世帯に課税者がいる）かつ本人年金収入等 80 万円超	基準額×1.0
第 6 段階	・市町村民税本人課税かつ合計所得金額が 120 万円未満	基準額×1.2
第 7 段階	・市町村民税本人課税かつ合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満	基準額×1.3
第 8 段階	・市町村民税本人課税かつ合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満	基準額×1.5
第 9 段階	・市町村民税本人課税かつ合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満	基準額×1.7
第 10 段階	・市町村民税本人課税かつ合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満	基準額×1.9
第 11 段階	・市町村民税本人課税かつ合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満	基準額×2.1
第 12 段階	・市町村民税本人課税かつ合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満	基準額×2.3
第 13 段階	・市町村民税本人課税かつ合計所得金額が 720 万円以上	基準額×2.4

注：（ ）は公費軽減後の保険料